

令和6年度 阿久比町立阿久比中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒などが心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義 より抜粋）

本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が、「いじめのない明るい楽しい学校生活」を送ることができるように、「阿久比中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

◆ いじめ防止のためのポイント

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ③ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を展開する。
- ④ いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を確保するとともに、学校内だけでなく、各種専門機関と協力して解決する。
- ⑤ 学校と家庭が連携して、事後指導を行う。

2 いじめ防止対策組織と役割

(1) 校内組織

① いじめ・生徒指導対策委員会

各学年におけるいじめの些細な兆候・懸念、生徒からの訴えをはじめ、実際に起きたいじめ問題について、その現状や指導についての情報交換及び今後の対策について検討する。月1回開催する。

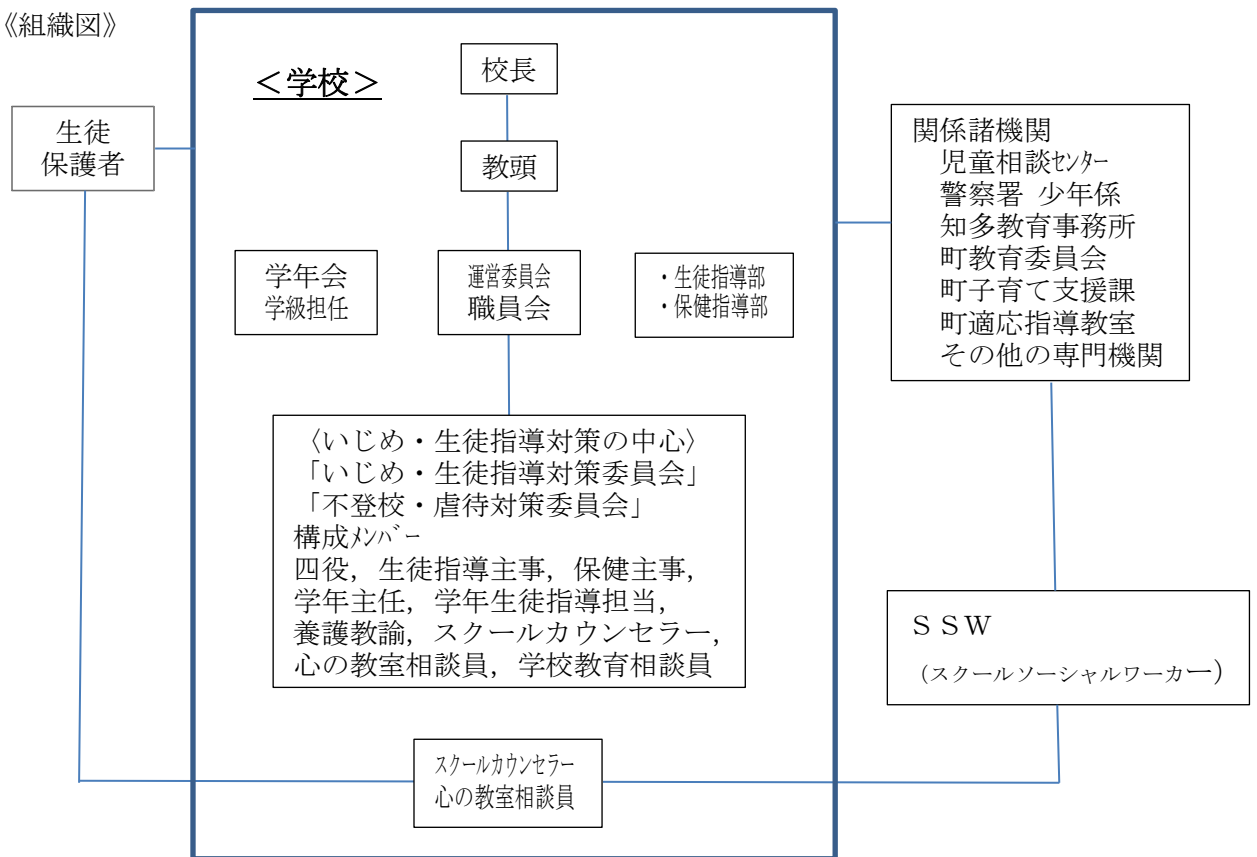
② 不登校・虐待対策委員会

月1回開催する。各学年で不登校及びその傾向にある生徒、およびその現状並びに指導についての情報交換、今後の指導方針などについて検討する。

* ①、②の委員会の参加メンバーは以下の通りとする。

- ① 四役，生徒指導主事，学年主任，学年生徒指導担当，保健指導主事，養護教諭
- ② 四役，保健指導主事，学年主任，生徒指導主事，養護教諭，学校教育相談員，スクールカウンセラー，心の教育相談員

《組織図》



(2) 保護者，地域，関係機関と関連した組織

重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，阿久比町いじめ防止基本方針「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

3 具体的な取り組み内容

(1) いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくり

① 生徒会行事の充実

あいさつ運動，ボランティア活動への積極的参加等を通して，全校生徒が互いに知り合い，互いのよい点を認め合うことでいじめゼロを目指す。

② 誰もが安心して発言できる学級づくり

学級のルールを確立し，生徒が互いにに関わり合い，誰もが安心して発言できるような学級づくりを目指す。

③ 道徳教育・人権教育の充実と情報モラル教育の推進

若あゆ日記の活用や道徳の授業実践を通して自らの気持ちを素直に表現するとともに，多様な価値観に気付かせる。また，生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深められるようにする。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
- ② 人との関わり方を身に付けるための学習活動

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

① 生徒の日常観察

「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という基本認識に立ち、常日頃から生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

② 教員間の報連相の徹底・情報の共有

いじめ・生徒指導対策委員会等の場だけでなく日頃から教職員間での情報共有を行い、気になる情報を共有し、より多くの目で、当該生徒を見守る。

③ 記名アンケートの実施(年間3回 * 3年生は2回)

いじめに関する記名アンケートを定期的の実施し、生徒の悩みや人間関係を把握する。

④ 教育相談の充実

教育相談を定期・不定期に実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、必要に応じて、県のスクールカウンセラー・町の心の教室相談員へつなげる。

⑤ 組織的な対応

学級担任だけが抱え込むのではなく、学校長以下すべての職員が対応を協議し、適切な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・生徒指導対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取り組む。

4 その他

- (1) 阿久比町教育委員会の指導のもと、必要な情報を適宜公開する。
- (2) この基本方針は、保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前事後指導を徹底し、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) いじめの早期発見・事案対処できるよう、対策マニュアルを定め、それを徹底するためにチェックリストを作成・共有して全教職員が実施する。
- (5) この基本方針は PDCA サイクルによって随時見直しを図る。